

いわき市総合保健福祉センターLED照明器具賃貸借入札に係る質問・回答

NO.	質問	回答
1	公告第 28 号の 2 (1) イに、『別紙仕様書に記載された事業を履行する能力がある者』とありますが、弊社はリース会社であり、3の事業内容にある『取替工事』や『維持管理』については、他の事業者と協力体制を構築する予定にあります。 その場合の具体的な手続きを行えばよろしいでしょうか。 また、(3) にある『参加資格確認申請においては、弊社が単独で行うという認識でよろしいでしょうか。	仕様書 7 (1) ア (ウ) 及び (エ)、7 (2) エのとおり、契約後速やかに作業体制表等を提出していただきます。 参加資格確認申請については、お見込みのとおりです。
2	仕様書の 7 (2) アに『定期点検』とあります。定期点検の間隔や必要となる点検項目は、どのようなものを想定しているのでしょうか。	使用する照明器具等により、定期点検の間隔や点検項目は異なることが想定されますので、落札後に協議いたします。
3	仕様書 7 (2) イに『原因不明の不具合についても無償で交換または修繕を行う』こととなっております。 不具合の原因が器具ではなく、配線など建物側にある場合には、無償での対応は不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	仕様書 7 (2) ウにより、動産保険の加入が必要となりますが、一般的な免責事項などにより当該照明器具が保険の適用範囲外となる場合でも、無償交換（もしくは修繕）の対象となるのでしょうか。	保険の適用範囲外となる事象が発生した場合は都度協議するものとします。

5	仕様書の 8 (5) に『無償譲渡』とあります。本件は所有権移転リースとなることから、固定資産税の納付は不要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	仕様書別紙 1 (7) には、『既存照明器具を使用』することとなっております。仮に、照明に不具合があり、その原因が既存照明であった場合、維持管理の範囲として、器具全体を交換する必要があるのでしょうか。	既存照明器具を使用したものにおいて、不具合の原因が既存照明器具にある場合の交換は不要です。